

令和7年（2025年）7月4日

職員の処分について

- 1 被処分者 都市建設局（本庁） 主任主事（男性・53歳）
- 2 処分内容 停職1月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和7年（2025年）7月4日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和7年5月7日から16日まで職場に病気休暇を取得する旨連絡をしていたにも関わらず、5月8日、9日及び12日から16日の計7回、パチンコを行ったもの。
- 6 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司2名を厳重注意とした。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（3）休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

【参考②】令和7年度の処分状況（令和7年7月4日付処分を含む）

5件 5人

【お問い合わせ先】

人事課：副課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）

電話：096-328-2149